

○枚方市立総合福祉会館条例

平成8年9月20日

条例第21号

(設置)

第1条 障害者、高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を促進するため、枚方市立総合福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、枚方市新町2丁目1番35号とする。

(事業)

第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉に関する相談並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 福祉に係る人材の育成及び活動の支援を行うこと。
- (3) 会館の施設をスポーツ、レクリエーションその他市民の活動の用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(平9条例32・追加、平12条例15・平15条例6・平17条例35・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 会館の管理は、法人その他の団体であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条第2号から第4号までに掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第6条に規定する使用の許可及び第11条に規定する使用の許可の取消し等に関する業務
- (3) 会館の施設及び附属設備（以下「会館の施設等」という。）の維持管理に関する業務

(平17条例35・追加、令2条例50・一部改正)

(休館日等)

第5条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎月の第2日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。
- 4 指定管理者は、維持管理に必要な範囲内において、温水プールを使用に供さないことができる。

(平17条例35・追加、平23条例28・一部改正)

(使用の許可)

第6条 会館を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に際し、会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(平9条例32・追加、平17条例35・旧第4条繰下・一部改正)

(使用の許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 会館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあるとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。

- 2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、同一のものが引き続き3日を超えて使用するときは、市長が特に承認した場合を除き、会館の使用を許可しないものとする。

(平9条例32・追加、平17条例35・旧第5条繰下・一部改正、平24条例45・一部改正)

(使用料の納付)

第8条 会館の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長は、規則で定めるときは、当該使用の開始までに使用料を納付させることができる。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第6条繰下、平17条例35・旧第7条繰下、平19条例25・一部改正)

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第7条繰下、平17条例35・旧第8条繰下)

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第8条繰下、平17条例35・旧第9条繰下)

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。

(3) 第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第9条繰下、平17条例35・旧第10条繰下・一部改正、平24条例45・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、会館の使用権を譲渡し、又は会館の施設を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第10条繰下、平17条例35・旧第11条繰下)

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第11条繰下、平17条例35・旧第12条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

- 2 使用者は、前条の特別の設備を設置した場合は、使用後直ちに、これを原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第12条繰下、平17条例35・旧第13条繰下・一部改正、平24条例45・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平9条例32・追加、平12条例15・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成10年規則第47号で、同10年7月15日から施行]

附 則 [平成9年12月15日条例第32号]

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[平成10年規則第48号で、同10年7月15日から施行]

附 則 [平成12年3月24日条例第15号]

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年12月12日条例第38号]

この条例は、平成14年2月1日から施行する。

附 則 [平成15年3月12日条例第6号抄]

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成17年6月17日条例第35号]

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(研修室3に係る部分に限る。)は、平成17年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市立総合福祉会館条例の規定により会館の使用の許可(同日以後における使用に係るものに限る。)を受けたものは、改正後の枚方市立総合福祉会館条例の規定により会館の使用の許可を受けたものとみなす。

附 則 [平成19年6月29日条例第25号]

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 [平成21年3月11日条例第10号]

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔平成23年12月 9 日条例第28号抄〕

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年12月10日条例第45号抄〕

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則〔令和2年9月9日条例第50号〕

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（平9条例32・追加、平13条例38・平17条例35・平21条例10・一部改正）

1 施設専用使用料

その1

区分		金額					
		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
		午前9時30分 から午後0時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30 分から午後 9時30分ま で	午前9時30 分から午後 5時まで	午後1時か ら午後9時 30分まで	午前9時30 分から午後 9時30分ま で
市 内 使 用 者	集会室	2,000円	2,500円	3,100円	4,500円	5,600円	6,800円
	研修室1	4,200	5,400	6,800	9,600	12,200	15,000
	研修室2	3,200	4,100	5,100	7,300	9,200	11,300
	研修室3	2,000	2,500	3,100	4,500	5,600	6,800
	研修室4	2,000	2,500	3,100	4,500	5,600	6,800
	大研修室	10,700	13,700	17,100	24,400	30,800	38,000
	和室	2,600	3,300	4,100	5,900	7,400	9,000
	保育室	2,100	2,700	3,400	4,800	6,100	7,500
	作業室	4,600	6,000	7,400	10,600	13,400	16,400
	日常生活 訓練室	3,900	5,000	6,300	8,900	11,300	13,800

市 外 使 用 者	集会室	3,000	3,700	4,600	6,700	8,300	10,200
	研修室 1	6,300	8,100	10,200	14,400	18,300	22,500
	研修室 2	4,800	6,100	7,600	10,900	13,700	16,900
	研修室 3	3,000	3,700	4,600	6,700	8,300	10,200
	研修室 4	3,000	3,700	4,600	6,700	8,300	10,200
	大研修室	16,000	20,500	25,600	36,500	46,100	57,000
	和室	3,900	4,900	6,100	8,800	11,000	13,500
	保育室	3,100	4,000	5,100	7,100	9,100	11,200
	作業室	6,900	9,000	11,100	15,900	20,100	24,600
	日常生活 訓練室	5,800	7,500	9,400	13,300	16,900	20,700

備考 この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体（市長が特に認める団体を含む。）をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。

その 2

区分		金額			
		第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分
		午前10時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時30分 から午後 5 時30分 まで	午後 6 時30分 から午後 8 時30分 まで
温水プール	市内使用者	16,900円	16,900円	16,900円	21,100円
	市外使用者	25,300	25,300	25,300	31,600

備考

- その 1 の表備考の規定は、この表についても適用する。
- 同一日の 2 以上の区分にわたり使用の許可を受けたときは、それぞれ継続して使用することができるものとし、当該使用料は、各区分に係る金額の合計額とする。

2 施設個人共用使用料

区分				単位	金額
温水プール	市内使用者	一般料金	大人	1 回 2 時間	500円
			小人		250

		回数券料金	大人	1回2時間券11枚	5,000
			小人		2,500
	市外使用者	一般料金	大人	1回2時間	700
			小人		350
		回数券料金	大人	1回2時間券11枚	7,000
			小人		3,500

備考

- 1 この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、又は在学する者をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外の者をいう。
- 2 「大人」とは、15歳以上の者（規則で定める障害者を除く。）をいう。
- 3 「小人」とは、4歳から14歳までの間にある者（規則で定める障害者を除く。）をいう。
- 4 1回2時間を超えて温水プールを使用したときは、その超過1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、一般料金の金額に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を別に徴収する。